

富士吉田市勤労者共済会給付金認定基準

勤労者共済会と全労済山梨県本部との間で実施する勤労者共済について、適正な共済金の給付認定を行なうためこの給付金認定基準を作成します。共済金はこの給付金認定基準の合致する場合には給付しますが、会員が共済事由の発生から共済金の請求を2年間怠った場合と、共済金請求の書類に故意に不実のことを記入し、またそれらの書類を偽造もしくは変造した場合は共済金を支払いません。毎月の会員1人当たりの会費500円のうち全労済への掛金は1人当たり310円となります。

< 1 > 会員の交通事故死亡 死亡見舞金

	給付額
71歳未満の健康な会員	1,000,000
71歳以上の会員	800,000

(単位:円)

1 交通事故

- (1) 「交通事故」とは、日本国内外において車輛、路面電車、列車、航空機、船舶、その他の交通機関(以下「交通機関」とする)の交通によって生じた人の(当該交通機関の運転者を含む)死傷をさす。
 - (2) 交通事故の範囲はつぎの各号に定めるところによります。
 - ① 運転中の交通機関に搭乗していない加入者が運転中の交通機関(これに積載されているものを含む。以下同じ)との衝突、接触等による事故、および運転中の交通機関の衝突、接触、火災、爆発等による事故。
 - ② 運転中の交通機関に搭乗している加入者の不慮の事故。
 - ③ 乗客(入場客を含む)として、改札口のある交通機関の乗降場構内(改札口の内側をさす)における加入者の不慮の事故。
 - ④ 道路を通行中の加入者のつぎに挙げる不慮の事故
 - ア 建造物、工作物等の倒壊または建造物、工作物等からのものの落下
 - イ 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ウ 火災または破裂、爆破
- ※ 道路とは・・・
- ・ 道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第2条第1項第1号の道路とします。日本国外においても同法で規程する道路と同程度のものとする。
- ※ 交通機関とは・・・
- ・ 汽車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー(ロープウェー含)、リフト、エレベーター及びエスカレーター。ただし工業施設構内で用いられている工業施設の一部をなす運搬具を除く。
 - ・ 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトローリーバス等の車両[道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第2条第1項第8号から第12号までに規定するものをいいます。]
 - ・ 航空法(昭和27年7月15日法律第231号)第2条第1項第8号から第12号までに規定するものをいいます。
 - ・ 船舶職員法(昭和26年4月16日法律第149号)第2条第1項に規定する船舶およびそれと同等級の外国船舶とします。

< 2 > 会員の交通事故以外の不慮の事故 死亡見舞金

	給付額
71歳未満の健康な会員	600,000
71歳以上の会員	400,000

(単位:円)

1 交通事故以外の不慮の事故死亡

(1) 交通事故以外の不慮の事故とは、「急激かつ偶然におきた外因の事故」をいい、例えば次のようなものをさす。

① 交通事故以外の不慮の事故

- ア 不慮の中毒
- イ 不慮の墜落
- ウ 火災及び火焰による不慮の事故
- エ 天災
- オ 溺死、窒息及び異物による不慮の事故
- カ その他工業性の不慮の事故
- キ 他殺及び加害による損傷
- ク 法的介入
- ケ 戦争行為による損傷
- コ その他全労済が特に認めたもの

② 法定伝染病

伝染病予防法第1条第1項の伝染病で、コレラ、赤痢(疫痢含)、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹、チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄炎、ペスト、日本脳炎の11種類。

③ 指定伝染病

同法第1条第2項の伝染病で、現在は急性灰白髄炎、ラッサ熱の2種類。

< 3 > 会員のその他の死亡

死亡見舞金・重度障害見舞金

	給付額
71歳未満の健康な会員	400,000
71歳以上の会員	200,000

(単位:円)

1 その他の死亡

(1) その他の死亡とは、会員の自然死、病死など交通事故以外の死亡をさす。

< 4 > 会員の交通事故による障害

障害見舞金

	給付額
71歳未満の健康な会員	1,000,000～24,000
71歳以上の会員	800,000～24,000

(単位:円)

1 交通事故による障害

(1) 交通事故による障害とは、交通事故により身体状態が別表:「労働基準法施行規則」
「身体障害等級」に該当するものをさす。

< 5 > 会員の交通事故以外の不慮の事故による障害
障害見舞金

	給付額
71歳未満の健康な会員	600,000～8,000
71歳以上の会員	400,000～8,000

(単位:円)

< 6 > 会員の配偶者死亡

	給付額
死亡見舞金	20,000

(単位:円)

1 配偶者死亡

(1) 配偶者死亡とは、会員の配偶者死亡をいい、婚姻、内縁を問わない。

※ 内縁とは婚姻の意思を有して同居し、事実上の婚姻関係でありながら、未だ法律上の届出をすませていない状態をさす。

< 7 > 会員の子の死亡

	給付額
死亡見舞金	10,000

(単位:円)

1 子の死亡

(1) 子の死亡とは会員と同一生計にある子の死亡をさす。

※ 妊娠7ヶ月以上の死産も含む

< 8 > 会員の親の死亡

	給付額
死亡見舞金	10,000

(単位:円)

1 親の死亡

(1) 親の死亡とは会員の実、養、義、継父母の死亡をさす。

< 9 > 住宅災害による死亡

	給付額
死亡見舞金	10,000

(単位:円)

1 住宅災害による死亡

(1) 会員と同居する2親等以上の親族の住宅災害による死亡をさす。

< 10 > 傷病

	給付額
休業 14日以上	5,000
休業 30日以上	10,000
休業 60日以上	15,000
休業 90日以上	20,000
休業 120日以上	25,000

(単位:円)

1 傷病

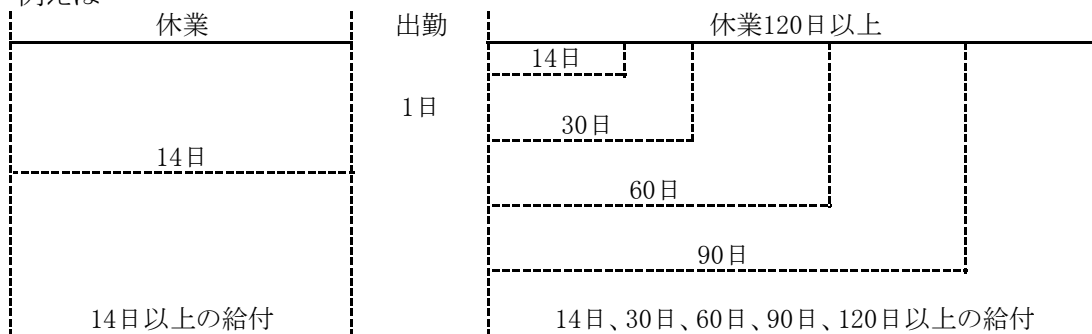
(1) 傷病とは業務上、業務外を問わずつぎのそれぞれの日数以上を連続して傷病により休業した状態をさす。

- ① 休業 14日以上
- ② 休業 30日以上
- ③ 休業 60日以上
- ④ 休業 90日以上
- ⑤ 休業 120日以上

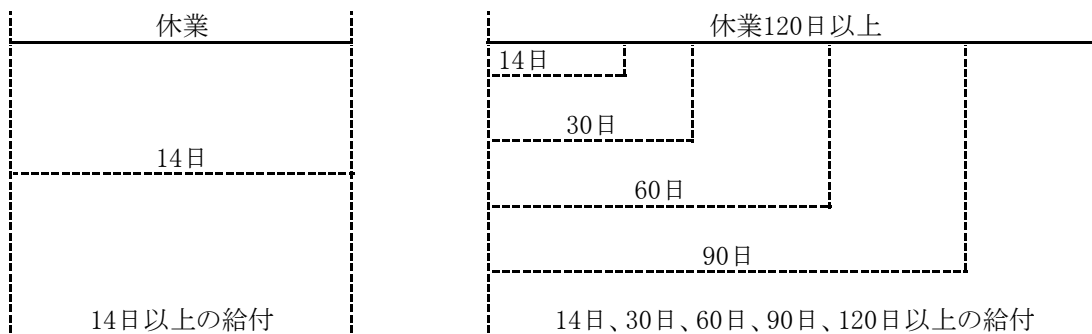
(2) 傷病により休業した日数の計算は次のとおりです。

- ① 同一障害でないときの日数の計算
 - ア 違う傷病の場合は勤務日数が1日であっても新たに起算します。

例えば



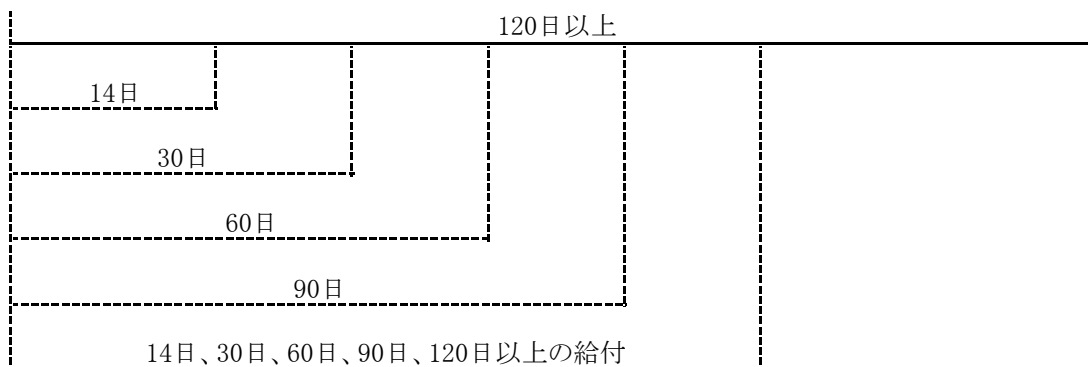
イ 現在の傷病の途中で他の傷病が発生した場合は、前の分は打ち切り新たに起算します。



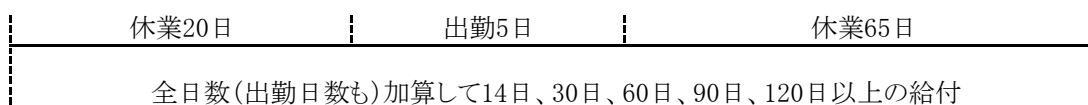
② 同一傷病の日数の計算

同一傷病とは結核性疾患、脚気、喘息、慢性胃腸炎等のような長期疾患のことをさす。

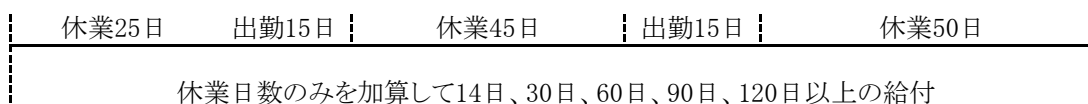
ア 連続休業の場合



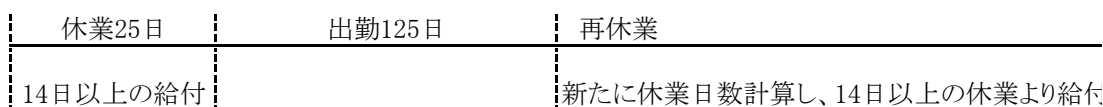
イ 10日以内の出勤があり再休業した場合



ウ 10日を越え120日以内の出勤日数で再休業した場合



エ 120日を越える出勤日数があり再休業した場合



※ 上記 ア、イ、ウ、エ いずれの場合も120日までの給付を限度とします

< 11 > 結婚

	給付額
結婚	10,000

(単位:円)

1 会員の結婚

< 12 > 出生

	給付額
出生	7,000

(単位:円)

1 会員の子の出生

(1) 出生

- ① 出生とは会員と配偶者(内縁を含む)との間に生まれた子の出生をさす。ただし妊娠7ヶ月以上の子が死亡して出生した場合及び生後14日以内に死亡した場合は対象外とします。(この場合「子の死亡」と認定します)
- ② 双生児は出生2件として扱います。(三児は3件)

< 13 > 就学

	給付額
就学(小学校)	5,000

(単位:円)

1 会員の子の就学

(1) 就学

- ① 就学とは会員の子の小学校入学に限ります。
- ② 就学における会員の子とは、原則として会員の実子でかつ「会員と同一生計にある子」をさす。通常言われる「保護者」と児童「父兄」と児童の関係よりもっと親密な親子関係にある子とする。ただし実子でなくとも加入者の養子または継子であり、同居しかつ同一生計にある(扶養している)場合は含む。尚、就学年齢に達していても事情により就学が遅れる場合は実際に就学したときをもって祝金の適用とする。

< 14 > 勤続祝金

	給付額
勤続10年	3,000
勤続20年	6,000
勤続30年	10,000

(単位:円)

1 勤続祝金

(1) 勤続

- ① 勤続とは会員が同一企業に連続して勤務した期間をさす。会員が事業主の場合は、同一事業を営んだ期間とする。
- ② 対象になるのは上記の勤続期間を迎えた場合とする。尚、上記節目の年のみの給付となる為、それ以外の年数は対象外とする。

< 15 > 退会餞別金

	給付額
在会5年以上10年未満	5,000
在会10年以上	10,000

1 退会餞別金

(1) 退会

- ① 会員が同一企業に連続して勤務した場合で、会員退会時に在会期間の条件を満たす会員に給付する。
- ② 5年以上とは5年を含み(5年0ヶ月)、10年未満とは10年ちょうど(9年11ヶ月まで)を含まない。

< 16 > 住宅災害

1 住宅とは現に会員が住居する生活の本拠をさし、貸間、店舗、事務所、作業所は含まず。

2 火災などの場合

火災などは次の原因によるものとする。(いずれの場合も損害額が1,000円以上の罹災)

(1) 火災

- ① 火災により生じた焼失、焼損及び汚損。
- ② 消防作業のための放水によって生じた冠水汚損、及び消防、または避難のための処分としての破壊作業によって生じた損害。
- ③ 住宅の焼失または焼損した部分を修復するために、その周辺を取り壊す必要がある場合は、その取り壊しによって生じた損害。
- ④ 避難及び家財搬出の際に生じた損害。

(2) 落雷

落雷の衝撃による損害をさし、つぎのような場合を含む。

- ① 落雷による異常電流によって生じた電気器具などの破損。
- ② 落雷で樹木などが倒れたことによる損害。

(3) 破裂・爆発

気体または薬品等の急激な膨張による破裂または爆発による損害をさし、凍結による水道管、水管またはこれらに類するものの破裂、爆発も含む。ただし凍結による水道管、水管またはこれらに類するものの当該機器のみの損害は除く。

(4) 航空機の墜落、航空機からの物体の落下。

航空機の墜落、接触または航空機の付属品や補助タンク及び積載物等の落下による損害。

(5) 車両の飛び込み、車両からの積載物の落下。

車両の飛び込み、接触による損害または車両からの積載物の落下による損害。ただしつぎの損害は対象となりません。

- ① 故意、過失のいかんを問わず組員やその家族が所有、もしくは運転する車両からの積載物の落下による損害。
- ② 車両の運行の際に生じた汚水等の飛散による損害。
- ③ 積載物の積降、積込中の損害。

(6) 同一の建物の他人の居室で生じた不測かつ突発的な事故による水漏れ。ただし自然現象を伴うものは除く。

(7) 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故による水漏れ。ただし給排水設備の欠陥、腐食やサビ等老朽化によるものは対象外。

(8) 住宅災害見舞金のうち火災等の場合の給付はつぎによります。

	焼破損割合	見舞金額
全焼・全壊	70%以上	200,000
半焼・半壊	50%以上	180,000
	30%以上	140,000
	20%以上	100,000
一部焼・ 一部損壊	10%以上	60,000
	5%以上	40,000
	5%未満	10,000以内

(単位:円)

※ 自家、借家のいかんを問わず住宅の焼破損割合によって見舞金の額をきめる。

3 火災等以外の住宅災害(自然災害)

- (1) 火災等以外の住宅災害とはつぎにかかげる自然現象による災害をさす。
(暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、降雪、豪雨、雪崩、降ひょう、地震、津波、土砂崩れ、地割れ、断層、崖崩れ、地すべり、火山の噴火または爆発等)
- (2) 火災等以外の住宅災害による損害の認定はつぎの通りとする。
 - ① 全壊、流失とは住宅の70%以上が破損または流失したものをさす。
 - ② 半壊とは全壊には至らないが住宅の20%以上が破損したものをさす。その他これらと同程度の損害に相当するものを含む。
 - ③ 床上浸水とはつぎの各号をさす。
 - ア 床面以上に浸水し、その為日常の生活を営むことができない場合。
 - イ 床面以上に土砂が流入した場合。
 - ウ 住宅の損害額が100万円を越える一部損壊となった場合。
- (3) 住宅災害見舞金のうち火災等以外(自然災害)の場合の給付はつぎによる。

	見舞金額
全壊・流失	60,000
半壊	30,000
床上浸水	30,000～2,000
一部壊	6,000～2,000

(単位:円)

※ 共済金支払の免責

- (1) つぎの場合は共済金を支払わないものとする。
 - ① 初回発効日から1年以内の自殺行為によるとき。
 - ② 共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただしその共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払う。
 - ③ 加入者の犯罪行為によって共済事由が発生し、全労済が共済金の支払を適当でないと認めるとき。
 - ④ 共済金受取人が共済事由の発生を知った日より2年間共済請求を怠ったとき。(時効)
 - ⑤ 共済契約代表者、共済契約者、加入者または共済金受取人が、請求、受領等に関し詐欺行為をしたとき。
- (2) つぎの場合は交通災害共済の共済金を支払わないものとする。
 - ① 共済契約者、加入者、共済受取人の故意または重大な過失。ただしその共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払う。
 - ② 加入者の無資格運転による事故のとき。
 - ③ 加入者の酒気帯び運転、及びこれに相当する運転をしている際生じた事故のとき。
 - ④ 共済事由発生通知を正当な理由なく怠ったとき。
 - ⑤ 被共済者の精神障害または泥酔によるとき。
 - ⑥ 道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全センター各都道府県事務所が発行する交通事故罹災証明書の交付を受けられなかったもの。ただし自動車安全運転センター各都道府県事務所が交通事故罹災証明書を発行した場合は道路上の事故とする。
 - ⑦ 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの。
 - ⑧ 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの。ただし業務上の必要による立入り、または通行によって生じたものを除く。
 - ⑨ 加入者が試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をさす)、訓練(自動車または原動機付自転車の運転資格を所得するための訓練を除く)、競技、興行(練習を含む)のため運転中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害。ただし道路上で全労済の定める交通機関に搭乗している間に生じた傷害についてはこの限りではない。
 - ⑩ 加入者が職務として以下の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害。

ア 荷役作業(土石などの積込、積降作業を含む)

イ 全労済の定める交通機関の範囲の交通機関の修理、点検、整備、清掃の作業。

- ⑪ 加入者が定期、不定期航空運送事業の用に供されていない航空機を操縦している間、または当該航空機に搭乗することを職務とする加入者が職務上搭乗している間に生じた傷害。
- ⑫ 加入者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害。
- ⑬ 交通機関に停止(駐車その他これに準ずる継続的な停止)可能な場所または停止しようとする場所の周辺において当該交通機関と当該交通機関の運行、荷役関係者との間に生じたもの。

※ 共済金を分割してお支払する場合、またはお支払の繰延べ、削減する場合。

(1) つぎのような場合には共済金の分割払い、繰延べ、または削減してお支払いすることがあります。

- ① 地震、津波、噴火などの天災によるとき。
- ② 戦争その他非常の出来事によるとき。

労働基準法施行規則

等 級	身 体 障 害	支 払 割 合
第 一 級	1 両眼が失明したもの 2 そしゃくおよび言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの	死亡共済金の 100%
第 二 級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3 両上肢を腕関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	死亡共済金の 100%
第 三 級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	死亡共済金の 90%
	2 そしゃくまたは言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	死亡共済金の 100%
	5 両手の手指の全部を失ったもの	死亡共済金の 90%
第 四 級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足のリスフラン関節以上で失ったもの	死亡共済金の 80%
第 五 級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2 一上肢を腕関節以上で失ったもの 3 一下肢を足関節以上で失ったもの 4 一上肢の用を全廃したもの 5 一下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失ったもの	死亡共済金の 70%
第 六 級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	死亡共済金の 60%

<p>第六級</p>	<p>4 せき柱に著しい奇形または運動障害を残すもの 5 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 6 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 7 一手の五の手指または母指および示指を含み四の手指を失ったもの</p>	<p>死亡共済金の 60%</p>
<p>第七級</p>	<p>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 削除 5 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 一手の母指および示指を失ったものまたは母指もしくは示指を含み三以上の手指を失ったもの 7 一手の五の手指または母指および示指を含み四の手指の用を廃したもの 8 一足のリスフラン関節以上で失ったもの 9 一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 女子の外ぼうに著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの</p>	<p>死亡共済金の 50%</p>
<p>第八級</p>	<p>1 一眼が失明し、または一眼の視力が0.02以下になったもの 2 せき柱に運動障害を残すもの 3 一手の母指を含み二の手指を失ったもの 4 一手の母指および示指または母指もしくは示指を含み、三以上の手指の用を廃したもの 5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 8 一上肢に仮関節を残すもの 9 一下肢に仮関節を残すもの 10 一足の足指の全部を失ったもの 11 ひ臓または一側のじん臓を失ったもの</p>	<p>死亡共済金の 45%</p>
<p>第九級</p>	<p>1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 一眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭さくまたは視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしゃくおよび言語の機能に障害を残すもの 6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7 一耳の聴力を全く失ったもの 7の2 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p>	<p>死亡共済金の 30%</p>

<p>第九級</p>	<p>8 一手の母指を失ったもの、示指を含み二の手指を失ったものまたは母指および示指以外の三の手指を失ったもの 9 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの 10 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 11 一足の足指の全部の用を廃したもの 12 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	<p>死亡共済金の 30%</p>
<p>第十級</p>	<p>1 一眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃくまたは言語の機能に障害を残すもの 3 十四歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5 一手の示指を失ったものまたは母指および示指以外の二の手指を失ったもの 6 一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したものまたは母指および示指以外の三の手指の用を廃したもの 7 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8 一足の第一の足指または他の四の足指を失ったもの 9 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 10 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	<p>死亡共済金の 20%</p>
<p>第十一級</p>	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2 十歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に奇形を残すもの 6 一手の中指または薬指を失ったもの 7 一手の示指の用を廃したもの、または母指および示指以外の二の手指の用を廃したもの 8 一足の第一の足指含み二以上の足指の用を廃したもの 9 胸腹部臓器に障害を残すもの</p>	<p>死亡共済金の 15%</p>
<p>第十二級</p>	<p>1 一眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨または骨盤骨に著しい奇形を残すもの 6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に奇形を残すもの 9 一手の中指または薬指の用を廃したもの 10 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの、または第三の足指以下の三の足指を失ったもの 11 一足の第一の足指または他の四の足指の用を廃したもの 12 局部に頑固な神経症状を残すもの 13 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 14 女子の外貌に醜状を残すもの</p>	<p>死亡共済金の 10%</p>

<p>第十三級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 一眼の視力が0.6以下になったもの 2 一眼に半盲症、視野狭さくまたは視野変状を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの 3の2 五歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4 一手の小指を失ったもの 5 一手の母指の指骨の一部を失ったもの 6 一手の示指の指骨の一部を失ったもの 7 一手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの 8 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 一足の第三の足指以下の一または二の足指を失ったもの 10 一足の第二の足指の用を廃したも第二の足指を含み二の足指の用を廃したもまたは第三の足指以下の三の足指の用を廃したも 	<p>死亡共済金の 7%</p>
<p>第十四級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 一眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの 2 三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 4 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 一手の小指の用を廃したもの 6 一手の母指および示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 一手の母指および示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの 8 一足の第三の足指以下の一または二の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの 10 男子の外貌に醜状を残すもの 	<p>死亡共済金の 4%</p>

(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失ったものをいう
- 3 手指の用を廃したものとは手指の末節の半分以上を失い、又は中手指関節もしくは第一指関節(母指にあたっては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとはその全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは第一の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったものまたは中足指関節もしくは第一指関節(第一の足指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

身体部位(手・足)の説明図

